

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC （○）
厚年基金（○） 会計基準（ ） その他 （ ）

【タイトル】 第28回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催について

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は2023年10月17日、第28回社会保障審議会企業年金・個人年金部会を開催しました。今回の部会では、以下2つの議題で議論が実施されました。

①（視点3）資産形成を促進するための環境整備（投資教育・運用関係見直し）

※第25回部会で示された視点のうちの一つ。

②資産運用立国について

議題②が追加されたことについては、事務局より以下の趣旨の説明がなされております。

- ・新しい資本主義実現会議の下に設置された「資産運用立国分科会」において、アセットオーナーの一つとして企業年金についての議論が実施される見込み。企業年金の実態を踏まえて加入者等の利益を確保する観点から議論をすることが重要だと考えている。このため各委員、関係者の意見をうかがうべく、当部会の議題に追加した。本日の議論を踏まえて、厚生労働省としては政府全体の議論につなげていきたい。

当部会の資料は、以下の厚生労働省HPに掲載されております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35819.html

【議事】

- 事務局より、資料2、資料1の順で説明が行われた後、企業年金連合会より参考資料2に沿って説明が行われました。

1、資産運用立国について（厚生労働省 HP 資料2をもとに記載）

○企業年金における取組みの方向性

〈「アセットオーナー・プリンシプル」〉

- ・アセットオーナーとして求められる役割
 - －既に規定されている忠実義務等を踏まえつつ、具体的な内容について各省庁と連携して検討

〈確定給付企業年金（DB）〉

- ・運用力の向上
 - －規模・特性に応じた運用委託機関の適切な選択や、より適切な運用に向けた専門性の向上のための取組みについて検討
- ・共同運用の選択肢の拡大
 - －企業年金連合会が実施する共同運用事業や、総合型基金の活用に向けた取組みについて検討
- ・加入者のための運用の見える化の充実
 - －規模や特性を考慮した資産運用状況に関する情報開示の在り方について検討

〈企業型確定拠出年金（企業型DC）〉

- ・適切な商品選択に向けた制度改善
 - －運営管理機関・DC実施企業・加入者本人の各段階における適切な運用の方法の選択を支援するための取組について検討
- ・加入者のための運用の見える化の充実
 - －運営管理機関・DC実施企業が選定した運用の方法のラインナップに係る開示の促進について検討

○DB、DCの運用力の向上や加入者のための運用の見える化、DBガバナンス等に係るこれまでの議論、取組の紹介

2、視点3．資産形成を促進するための環境整備（投資教育・運用関係見直し）

（厚生労働省 HP 資料1をもとに記載）

○DBの環境整備

- ・本日まで議論いただきたい点
 - －DBの運用力向上に向けた対応の方向性（運用受託機関の適切な選任、スチュワードシップ活動の実質化等）
 - －受託者責任など、DBのガバナンスのあり方
 - －小規模のDBの運用力の向上に向けた、DBの共同運用のあり方等の対応
 - －加入者のための運用の見える化のあり方、検討にあたって必要な論点・課題

- － 一定年延長に伴う給付減額の判定基準を検討にあたって必要な論点・課題
- － 保証期間の上限の検討にあたって必要な論点・課題 等

○DCの環境整備

- ・ 本日も議論いただきたい点
 - － 指定運用方法の設定のあり方、検討にあたって必要な論点・課題
 - － よりよい運用商品のモニタリングを行うための対応
 - － 運営管理機関の評価の課題やあり方
 - － 加入者のための運用の見える化のあり方、検討にあたって必要な論点・課題
 - － 投資教育の充実に向けた対応
 - － 自動移換への対応 等

3、「資産運用立国の実現に向けた取組」に対する提案等について

(企業年金連合会より説明) (厚生労働省 HP 参考資料2をもとに記載)

企業年金連合会が2023年9月29日に公表した『「資産運用立国の実現に向けた取組」に対する提案等について』について、説明が行われました。この中で、企業年金連合会の取組(提案)として、「企業年金スチュワードシップ推進協議会」(仮称)の設立や、企業年金の事業運営及び資産運用の支援に向けた受託者責任のさらなる普及啓蒙のための取組等についての紹介とあわせて、企業年金のあり方、これまでの取組みと現状として、以下の説明が行われました。

- ・ 確定給付企業年金の資産運用(海外企業年金との比較において遜色ない)
- ・ 企業年金のガバナンスと体制(年金制度を適正に運営するためのガバナンス体制、内部統制、資産運用の体制は整備されている)
- ・ 顧客本位の業務運営の確保(企業年金における受託者責任の定着、最善の利益=約束した年金の確実な支払い)
- ・ スチュワードシップ活動の実質化

■その後、議論が行われました。

4、委員からの意見(一部抜粋)

《アセットオーナーに求められる役割・運用力の向上・運用の見える化》

- ・ 資産運用立国について、運用力の向上等、全体的な方向性には賛同するものであるが、企業年金が横並び、保守的で、資産運用立国形成において足を引っ張っている

かのような一部報道については、そういうものではない、と言っておきたい。

- ・DBは受給者等に対して約束した給付を払うことが第一。運用収益の極大化に価値をおくのは不適切。
- ・アセットオーナーとひとまとめにせず、それぞれの役割を認識したうえで議論を実施すべき。
- ・予定利率が低いのは良くない、高いのが良い、といったような評価は適切ではない。
- ・ガバナンスについては、DB法、DC法にも規定があり、従来議論を実施してきたこと。ルールを厳しくすることで、コストや手間の観点から企業年金をやめる企業が出てこないかという懸念がある。
- ・運用の見える化について、開示の対象は加入者、受給者であるべき。株主への開示については、予定利率の引上げや掛金の抑制等に繋がりがねず、受給権の保護がないがしろにならないか、懸念している。
- ・株主への運用状況の開示については、既に上場企業のDBは退職給付会計を通じてある程度開示されていると言える。

《給付減額の判定基準》

- ・評価時に予定利率を利用するのが適切か否か等、予定利率のあり方を一度検討してみても良いのでは。
- ・退職時の給付額が制度変更前と比べて下がらないのであれば減額に該当しないよう基準の見直しをしてはどうか。
- ・給付減額に該当する場合の加入者、受給者の個別合意については、納得いく説明と同意を担保するため、現行の手続きを緩和すべきでない。

《指定運用方法》

- ・関係団体ヒアリングにおいて、指定運用方法の設定、元本確保型以外を選定することを義務付ける、という意見があったが、労使自治のもと、各々において最適と判断されるものを選定する仕組みとすべきであり、現行制度を維持すべき。
- ・運用方法が選択されず運用されない期間がある場合、DC法第1条にある「目的」にはそぐわないと思う。指定運用方法の設定義務付けや、設定しないならその理由の開示を義務付ける仕組みがあっても良い。

最後に、事務局より、次回の議題、開催日程については、追って連絡する旨の発言がありました。

*****メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）*****

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202310-170-0300-D